

令和3年7月8日

一般社団法人東京経営者協会

会長 富田 哲郎 様

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

テレワークの更なる徹底等について (要請)

本日、国において7月12日(月)から8月22日(日)までの期間について、緊急事態宣言の発出が決定されました。感染力が極めて強いデルタ株が急増し、流行の主体に置き換わることが想定され、新規陽性者数の更なる増加が危惧される中では、基本的な感染防止対策や人流抑制を一層強化することが必要です。

このため、事業者の皆様には、引き続きテレワーク等により出勤者数の7割削減をお願いいたします。

また、都では、テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週3日・社員の7割以上」、最大で3か月の間、テレワークを実施した中小企業を「テレワーク・マスター企業」として認定し、奨励金を支給することとしており、多くの企業の御活用を期待しています。

さらに、職場での感染防止に向けては、各企業がガイドラインに沿った対策を適切に講じるとともに、更衣室や休憩室においても換気や消毒を徹底していただくことが必要です。加えて、従業員に対し、業務中だけでなく休憩中においても、マスクの着用や手洗い等の感染防止策を徹底いただくようお願いいたします。

出勤せざるを得ない従業員の方の、遅くとも20時までの終業・帰宅や、防犯対策上で必要なものを除く20時以降の屋外照明の夜間消灯にも、引き続きご協力をお願いいたします。

これらによる、テレワークの更なる徹底等について貴団体の加盟企業・団体等に対し働きかけを実施していただきますよう、ご協力をよろしくようお願いいたします。